

## 予防接種による健康被害の救済について

標記の件について、この度、厚生労働省より新たな障害認定がなされ、過去に遡及して、障害年金等の支給を実施することとなった。

予防接種による健康被害の救済措置は、昭和 51 年に「予防接種に伴って極めてまれに生じる無過失の健康被害について国家賠償的精神に基づいて救済する必要がある」として、法的措置による恒久的な救済制度として創設されたものであり、予防接種法第 11 条により厚生労働大臣の認定により区市町村が行うものと規定されている。給付の範囲は、医療費及び医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料である。

### 1. 該当者

男性 現在 19 歳

### 2. 経過

平成元年 1 2 月 経口生ポリオワクチン第 1 回目接種

平成 2 年 1 月 40 度の発熱。12 日右下肢弛緩性麻痺を認める。

平成 2 年 2 月 「ポリオワクチンによる副反応の疑い」届出

平成 2 年 3 月 「中野区予防接種健康被害調査委員会」開催

平成 2 年 1 1 月 厚生省が「ポリオ様麻痺」を認定。平成 2 年 1 月 2 日から完治まで。以後、通院治療を続け、医療費・医療手当を受給中。

平成 20 年 3 月 保護者より「障害養育年金」及び「障害年金」の請求あり。

平成 20 年 3 月 「中野区一類疾病等予防接種健康被害調査委員会」開催

平成 20 年 1 1 月 厚生労働省より障害認定の通知（平成 20 年 10 月 24 日付）

### 3. 認定内容

(1) 障害養育年金（予防接種により障害を受けた 18 歳未満の者を養育する者）

平成 2 年 1 月～平成 19 年 2 月 等級 2、障害の状態 6

(2) 障害年金（予防接種により障害を受けた 18 歳以上の者）

平成 19 年 2 月～障害の状態に変化が生じるまで、等級 3、障害の状態 5

### 4. 支給予定額、支払時期

(1) 支給予定額（平成 2 年 1 月～平成 20 年 9 月分）

障害養育年金 25,397 千円（介護加算含む、特別児童扶養手当除く）

障害年金 3,687 千円（特別児童扶養手当除く）

(2) 支払時期

支払期日は定められていないが、今回の認定を受け区として速やかに支払う義務がある。

なお、平成 20 年 10 月以降分については、四半期ごとに障害年金の支給を行う。

### 5. 特定財源

都補助金 定期予防接種事故対策費 補助率 3/4（国 1/2、都 1/4）区の負担 1/4